

# 山口市居所不明被保険者に係る資格喪失確認事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、居所不明被保険者に係る資格喪失確認の事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 住所の異動の事実を市長に届け出ることなく転居又は転出し、国民健康保険の資格について実態を失ったまま被保険者となっている者（以下「居所不明被保険者」という。）を調査し、被保険者に係る資格の適正化を図り国民健康保険事業の円滑な運営を行うことを目的とする。

(調査対象者)

第3条 調査対象とする被保険者（以下「調査対象者」という。）は、次の各号に掲げる各号の者のうち、再送付先等を調査し、再送付先等が特定しない者とする。ただし、出国及び職権消除された者等送付先がすでに特定できない者を除く。また、調査対象者については、居所不明被保険者の調査対象簿及び管理簿（様式第1号）（以下「管理簿」という。）及び居所不明被保険者調査台帳（様式第2号）を作成し、調査結果等を記載する。

- (1) 保険料の納入通知書又は被保険者証等の返送された者
- (2) 訪問時の常時不在者

(被保険者台帳等の調査)

第4条 調査対象者に対して、次の各号に掲げる事項について調査を行う。

- (1) 被保険者証の交付状況
- (2) 保険料等の納付状況
- (3) 療養の給付等の状況

(公簿等の調査)

第5条 調査対象者に対して、次の各号に掲げる事項について調査を行う。また、必要に応じて関係主管課へ照会する。

- (1) 住民基本台帳及び戸籍の附票
- (2) 市民税課税台帳
- (3) 国民年金被保険者台帳
- (4) 水道料金等の納付状況
- (5) 他課の発送書類の返戻状況

(現地調査等)

第6条 調査対象者に対して、次の各号に掲げる事項について現地調査等を行う。また、必要に応じて関係主管課へ照会する。

- (1) 住所地の調査
  - ア 被保険者の居住状況
  - イ 同居人からの情報収集
  - ウ 家主・管理人からの情報収集
  - エ 近隣者からの情報収集
- (2) 事業所での情報収集

(被保険者の指導)

第7条 現地調査等により国民健康保険加入期間中に被用者保険に加入したことがあると判明したとき、または、住所が判明したときは、資格喪失届及び住所変更等の届け出の指導を行う。

(不現住被保険者としての認定)

第8条 第4条、第5条及び第6条に規定する調査の結果、居住していない事実が明らかになった者について、不現住被保険者として認定する。

2 前項の不現住被保険者を不現住と確定する日は、引越しの証言等により転居日及び転出日が確認できた場合はその日、転居日及び転出日が確認できない場合は、実態調査及び一定期間を経た再調査等により不現住を確認した日とする。

3 前項の規定により不現住被保険者として認定した者については、認定した旨及び認定した日を管理簿等に記載する。

(住民基本台帳の消除依頼)

第9条 不現住被保険者として認定した者については、住民基本台帳担当主管課に居所不明被保険者調査結果表(様式第3号)に関係書類を添付し、職権による住民基本台帳の消除を依頼するものとする。

2 前項の規定により住民基本台帳の消除を依頼した者については、依頼日を管理簿に記載する。

(資格喪失処理)

第10条 前条に掲げる主管課が、不現住被保険者に係る住民を消除したときは、速やかに次の各号に掲げる処理を行う。

- (1) 国民健康保険の資格喪失処理
- (2) 資格喪失年月日以降に係る保険料等の調定取消の処理
- (3) 管理簿に住民基本台帳の消除日を記載

(関係書類の保管)

第11条 資格喪失処理を行った者に係る居所不明被保険者の調査対象簿等の関係書類は、5年間保存するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日までに合併前のこの要領に相当する規程により実施されている事務処理は、この要領の相当規定に基づきなされたものとみなす。
- 3 阿東町の編入の前日までに、編入前の阿東町居所不明被保険者に係る資格喪失確認の事務処理要領の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 この要領は、平成29年4月1日から施行する。



## 居所不明被保険者調査台帳

被保険者証 番号		世帯主氏名 (被保険者名)												
住所														
世帯 状況	氏名	続柄	生年月日	勤務先等										
		世帯主												
対象 理由	1 郵便物不着 年 月 日 ( 納入通知書・被保険者証・ ) 2 訪問時常時不在													
国保 の 状況	被保険者証の 更新状況	年度 更新 ・ 未更新 ( 検認 ・ 未検認 )												
		年度 更新 ・ 未更新 ( 検認 ・ 未検認 )												
		年度 更新 ・ 未更新 ( 検認 ・ 未検認 )												
		年度 更新 ・ 未更新 ( 検認 ・ 未検認 )												
	給付 状況	年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
		年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
		年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
		年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
		現金給付費の支払状況		年 月 日			内容							
	確認日	年 月 日			確認者印									
	保険料 納付状況	年度												
		年度												
年度														
年度														
確認日		年 月 日			確認者印									
国保 以外の 状況	項目	内容等							調査年月日			調査者氏名		
	住民基本台帳													
	市民税													
	国民年金													
	光熱水の状況													
	他課の返戻状況													

## 居所不明被保険者調査結果表

調査開始日	年 月 日		
家屋の状況	自家・民営の借家・公営の借家・間借り・その他( )		
	新居住者あり・空き家・住んでいたときのまま・不明		
家主との関係 (賃貸契約)	解約している・契約したまま・不明 その他( )		
家賃の状況	年 月分まで納めている・不明・その他( )		
居住時期	年 月 日頃から		年 月 日頃まで
転出先等	方面へ転出・不明	時期	年 月 日・不明
確認方法	1 家主・管理人・隣人の さんから聴取確認 2 家屋状況から判断 3 その他( )		
調査経過	裏面調査経過表のとおり		
不現住被保険者と判断する理由			
その他 特記事項			

